

令和 5 年 6 月 15 日
東 海 北 陸 厚 生 局

元保険薬局への対応について

標記について、令和 5 年 6 月 14 日に開催された東海北陸地方社会保険医療協議会に「保険薬局の指定の取消相当」について意見伺いをした結果、「取消相当が妥当」との建議がありました。

これを受け、東海北陸厚生局長は以下の取扱いとすることを決定しましたのでお知らせいたします。

1 取消相当の内容

保険薬局の指定の取消相当の取扱い

名	称	おだいに薬局	
所	在	地	三重県伊賀市下柘植字寺之後 9 9 9 - 5
開	設	者	エスペランサ株式会社
		代表取締役	森 政人（もり まさと）

取消相当年月日 令和 5 年 6 月 16 日

※ 当該保険薬局は、令和 5 年 2 月 25 日付けで廃止となっていることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消処分と同等の取扱いをするものです。

2 監査を行うに至った経緯

令和 3 年 4 月 7 日、匿名の者から東海北陸厚生局三重事務所に対し、おだいに薬局において、処方箋の受付回数が 1 月に 1,800 回を超えないように一部の患者のレセプトコンピュータで保存している調剤報酬データを消去して調剤報酬の請求をしている。これは、調剤基本料の点数が、42 点から 26 点に減らないようにしているからだと思う旨の情報提供があった。

令和 3 年 12 月 16 日、個別指導を実施したところ、複数名の患者について、処方箋、調剤録及び薬剤服用歴の記録があるにもかかわらず、当該患者の調剤報酬の請求が行われていないことを確認し、このことについて、管理薬剤師に確認したところ、一部の患者について調剤報酬の請求を行っていないことを認め、関係資料の精査が必要なため、個別指導を中断した。

令和 4 年 1 月 27 日、個別指導を再開したところ、管理薬剤師は次の事実について認めたため、個別指導を中止した。

① 令和 3 年 3 月 15 日に提出した調剤基本料 1 の施設基準届出書の処方箋の受

付回数について、調剤基本料 1 の施設基準を満たすよう一部の患者の処方箋受付がなかったように装い、実際の処方箋受付回数より少ない数字に改ざんの上、記載して届出している。

- ② 併せて、調剤基本料 1 の施設基準を届出することにより、令和 3 年 6 月 1 日に、本来届出できない地域支援体制加算の施設基準を届出している。

以上より、調剤報酬の請求に関して不正又は著しい不当が強く疑われたため、監査要綱の第 3 の 1 及び 2 に該当するものとして、令和 4 年 3 月 23 日から同年 10 月 6 日まで計 5 日間の監査を実施した。

3 取消相当の主な理由

監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- ① 「調剤基本料 1」の施設基準（処方箋集中率が 95%を超え、処方箋の受付回数が 1 月に 1,800 回を超えないもの）に適合していないため、「調剤基本料 2」で届け出るべきところ、処方箋の受付回数を操作し、「調剤基本料 1」の施設基準に適合しているとして虚偽の届出を行い、調剤報酬を不正に請求していた。
- ② 「地域支援体制加算」の施設基準（調剤基本料 1 以外を算定する保険薬局）に適合していないにもかかわらず、調剤基本料 1 を算定する保険薬局の区分にて虚偽の届出を行い、調剤報酬を不正に請求していた。
- ③ 「令和 3 年度施設基準実施状況報告書」について、虚偽の報告を行った。
- ④ 不正請求分に係る一部負担金を受領していた。

4 不正請求金額

監査において判明した不正請求金額は、監査で使用した令和 2 年 3 月分から令和 4 年 3 月分までのレセプトのうち以下のとおり。

不正請求	2,326 名	10,991 件	4,522,648 円
------	---------	----------	-------------

5 再指定・再登録

原則として、5 年間は保険薬局の再指定は行わない。